

魚津市告示第143号

魚津市民バス広告掲載基準の一部改正について
魚津市民バス広告掲載基準（令和3年魚津市告示第196号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月8日

魚津市長 村椿 晃

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

掲載場所	規格	期間	広告料	対象
助手席側（歩道側）側面前方	幅140cm×高さ95cm以内	1月を単位とし12月を限度とする。	月額7,000円（5か月までの期間） 月額6,000円（6か月以上の期間）	市街地巡回ルート（東・西）
助手席側（歩道側）側面後方	幅100cm×高さ95cm以内	1月を単位とし12月を限度とする。	月額7,000円（5か月までの期間） 月額6,000円（6か月以上の期間）	市街地巡回ルート（東・西）
運転席側（対向車側）側面前方	幅110cm×高さ100cm以内	1月を単位とし12月を限度とする。	月額7,000円（5か月までの期間） 月額6,000円（6か月以上の期間）	市街地巡回ルート（東・西）
運転席側（対向車側）側面後方	幅130cm×高さ100cm以内	1月を単位とし12月を限度とする。	月額7,000円（5か月までの期間） 月額6,000円（6か月以上の期間）	市街地巡回ルート（東・西）
車体後方（ナンバープレート横）	幅45cm×高さ40cm以内	1月を単位とし12月を限度とする。	月額6,000円（5か月までの期間） 月額5,000円（6か月以上の期間）	市街地巡回ルート（東・西）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。